平成２２年（フ）第８４１号
さいたま市緑区大字中尾1274番地10、旧住所埼玉県川口市東川口１丁目５番10号　アドリーム東川口102号
債務者　高橋知壽子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
山口県岩国市岩国２丁目11番２号
債務者　林　三惠子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１２８７号
札幌市南区澄川６条11丁目６番15号
債務者　小杉　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５１号
札幌市清田区清田６条４丁目10番１号
債務者　山本聖二こと　曺　　石南
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八幡　敬一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０号
富山市百塚210番地２、前住所富山県滑川市上梅沢463番地70
債務者　黛　　幹雄
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深水　信行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６５３号
横浜市泉区和泉町4058番地６
債務者　山口　正美
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　滋郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７７６８号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目７番24号
債務者　上森有希子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４１号
大阪市生野区生野東３丁目７番17号
債務者　松岡賢植こと　殷　　賢植
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２０号
大阪市生野区巽北１丁目27番14号
債務者　岡橋　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２９９号
大阪府枚方市楠葉中町15番３―11号
債務者　尾川　義男
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９６号
大阪市城東区鴫野西４丁目９番17―402号
債務者　清水　　静
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１９号
大阪府高槻市郡家新町62番８号
債務者　山岡　良子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２６号
大阪市東淀川区菅原２丁目５番68号
債務者　松原　知一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８５号
大阪市西成区千本北２丁目10番35号
債務者　九浦　道武
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５３８号
大阪市西淀川区千舟３丁目７番20号グランジュール高橋201号室
債務者　山本　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２３号
大阪府高槻市東五百住町２丁目27番３号
債務者　西岡　純子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３５号
大阪府高槻市芝生町２―２―３、住民票上の住所京都府城陽市枇杷庄大堀124番地の25
債務者　三保川純平
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６４０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号大阪市立淀川寮
債務者　田村　健一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部